

(個人データの取扱いに関する規程の整備)

取得、利用、保存、提供、削除・廃棄等の段階ごとに取扱方法、責任者を決め、「個人情報保護に関する規程」を策定しています。

【組織的安全管理措置】

- ・個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取り扱う従業員や当該従業員が取り扱う個人データの範囲を明確化し、個人情報の保護に関する法律や本会の個人情報保護に関する規程等に違反している事実または兆候を把握した場合の連絡体制を整備しています。
- ・個人データの取扱状況について、責任者による点検を実施しています。

【人的安全管理措置】

- ・個人データの取扱いに関する留意事項について、従業員に定期的な研修を実施しています。
- ・個人データについての秘密保持に関する事項を就業規則に記載しています。

【物理的管理措置】

- ・個人データを取り扱う区域を管理し、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する装置を実施しています。
- ・個人データを取り扱う機器、書類等の盗難または紛失等を防止するための措置を講じるとともに、事業所内の移動を含め、当該機器等を持ち運ぶ場合、容易に個人データが判明しないよう措置を実施しています。

【技術的安全管理措置】

- ・アクセス制御を実施していて、担当者および取り扱う個人情報データベースの範囲を限定しています。
- ・個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。

講じなければならない措置

【組織的安全管理措置】

1. 組織体制の整備
2. 個人データの取扱いに係る規律に従った運用
3. 個人データの取扱状況を確認する手段の整備
4. 漏えい等の事案に対応する体制の整備
5. 取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し

【人的安全管理措置】

1. 従業員の教育

【物理的安全管理措置】

1. 個人データを取り扱う区域の管理
事務室を無人にしない・無人の時は施錠
2. 機器及び電子媒体等の盗難等の防止
3. 電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止
4. 個人データの削除及び機器、電子媒体等の廃棄

【技術的安全管理措置】

1. アクセス制御
2. アクセス者の識別と認証
3. 外部からの不正アクセス等の防止
4. 情報システムの仕様に伴う漏えい等の防止